

第6章 不登校にならないための学校づくりと義務教育終了後の進路

第1節 特別支援教育とコーディネーター

平成15年3月に文部科学省から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）³⁾」が出され、平成16年2月24日に中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、「特別支援教育を推進していくための制度の在り方」について審議されてきました。そして、平成17年12月8日に「特別支援教育を推進していくための制度の在り方について（答申）⁴⁾」が出されました。

すなわち、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るという教育改革です。特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

特別支援教育においては、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価（「Plan-Do-See」のプロセス）が重視されています。

また、小学校、中学校、養護学校等において特別支援教育コーディネーターが学校内、保護者、医療、福祉機関等の学校外との連絡調整役として置かれることになりました。

不登校対策においても、文部科学省は、「各学校において不登校児童生徒に対する適切な対応のために不登校について学校における中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要である。」と提言しています¹⁾。このことについては、第3節の校内支援体制で詳しく述べます。

慢性疾患や心身症、情緒及び行動の障害を伴い、不登校の経験のある子どもの場合は、学級担任と養護教諭が学校内のキーパーソンになっている場合が多いですが、さらに特別支援教育コーディネーターと不登校対策のためのコーディネーターとが連携を図る調整役として今後の活躍が期待されます。

第2節 養護教諭の役割

近年、心の健康問題の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められています。この中で養護教諭は児童生徒が訴えてくる身体的不調の背景にいじめなど心の健康問題がある場合、そのサインにいち早く気付くことができる立場にあります。養護教諭の行なう健康相談活動は大変重要な役割ですが、一体どのような事柄に留意しながら、この難しい問題に対応し、また未然防止に取り組めばよいでしょうか。